

情報提供

那医発第 216 号
令和 7 年 7 月 16 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「令和 6 年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて（その 16）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

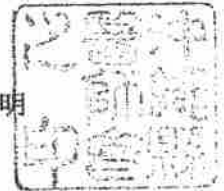
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 4 7 9 号
令 和 7 年 7 月 1 4 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 平安 明



令和 6 年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における 一部負担金等の取扱いについて（その 16）

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、令和 6 年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて（その 16）の通知となっております。

令和 6 年能登半島地震に関する、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」）の支払いが困難な方に対する取扱いについては、「令和 6 年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて」（沖縄県医師会報令和 6 年 2 月号付録掲載）等にてご連絡申し上げているところです。

本件につきまして、「令和 6 年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて（その 15）」（沖縄県医師会報令和 7 年 5 月号付録掲載）においてご連絡させていただいた際から、今般、参考資料の周知用リーフレット（「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」）、別紙 1 及び別紙 2 が更新されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 令和 6 年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて（その 16）（令和 7 年 7 月 4 日（日医発第 571 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第571号（保険）
令和7年7月4日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
（公印省略）

令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における
一部負担金等の取扱いについて（その16）

令和6年能登半島地震に関する、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」）の支払いが困難な方に対する取扱いについては、令和6年1月12日付（日医発第1800号（保険））「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて」等にてご連絡申し上げているところです。

本件につきまして、令和7年4月3日付け日医発第50号（保険）「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて（その15）」においてご連絡させていただいた際から、今般、参考資料の周知用リーフレット（「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」）、別紙1及び別紙2が更新されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における
一部負担金等の取扱いについて（その16）
（令7.6.30 事務連絡
厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課）
2. 医療機関・薬局等の皆様へ（令和7年6月30日時点 厚生労働省）
3. 患者向けリーフレット〔新潟県・石川県・富山県・福井県〕
（令和7年6月30日時点 厚生労働省）

事務連絡
令和7年6月30日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における
一部負担金等の取扱いについて(その16)

令和6年能登半島地震に伴う災害の被災に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関等、被保険者及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関、避難所等に配布いただき、特に「患者向けリーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促していただきたい。

(令和7年3月31日付け事務連絡から、周知用リーフレット、別紙1及び別紙2を更新。)

また、下記の一部負担金等の取扱いについては、「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いに関するQ&Aの更新について」(令和6年11月19日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)を作成していることから、必要に応じて参照いただくよう併せて周知いただきたい。

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定による一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間猶予すること

ができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費（保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。）については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

（１）及び（２）のいずれにも該当する者であること。

（１） 以下に掲げる被保険者又は被扶養者であること。

- ① 別紙１に掲げる市町村の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 5 条の被保険者（市町村国保の被保険者）
- ② 別紙１に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者であって、令和 6 年能登半島地震に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者
- ③ 別紙２に掲げる健康保険組合又は国民健康保険組合若しくは全国健康保険協会の被保険者又は被扶養者であって、令和 6 年能登半島地震に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者（被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）

（２） 令和 6 年能登半島地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和 7 年 9 月末までの診療、調剤及び訪問看護

なお、令和 7 年 1 月 1 日からの診療、調剤及び訪問看護については、原則として、保険者から交付された一部負担金等の猶予・免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金等の支払いを猶予すること。

3 医療機関等における確認等

上記 1（２）の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が 1（１）の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の 1（２）の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等を提示できない場合には、

- ① 健康保険法又は船員保険法の被保険者又は被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者である場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名）

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

（１） 本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成 25 年 1 月 24 日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

ただし、当該事務連絡の 2 の適用については、審査支払機関へのレセプト提出にあたって、紙レセプトを原則とはせず、通常と同様の形式（電子レセプト又は紙レセプト）に

よる請求とすること。

- (2) 取扱いの期限を設けているが、期限後の取扱いについては、被災状況や保険者の意向等を勘案し検討することを想定している。